

水田利用再編対策・避けられないきびしい問題です

ともに困難を克服しましょう

市長 吉沢正五

安定した食糧供給のため

国は、農業生産の振興を図り国民食糧を安定的に供給するために、最近とくに総合的な食糧自給力の向上をめざした、食糧政策を展開しています。

米の需給については、農家の人たちの気持が稲作にかたむいてることや、いろいろな要素が加わり、単位当たりの収量が増加しています。

しかしながらその反面、米の消費の減りは著しく、国民一人当たりの消費量は昭和三十五年ころに比べると、五十年では当時の七六・五％くらいに落ち、一時緩和したかにみえた米の過剰問題が再び深刻化しています。

一方、麦類、大豆、飼料作物など、穀物の自給状況は、農業基本法が制定されたころの八三％から四〇％までに低下しています。

対策協議会を 設置し検討

こうしたことから、国は五十三年度から「水田利用を再編しよう」という、おおむね十年間

水田の転作に協力を

部落で話し合い有利な集団化へ



各地区で説明会が……農家の迷いと不安は深い……(小林地区で)

市では、二月二日から四日まで、各地区で農家組合長や生産組合の代表から出席願い、転作説明会を開催——

市の基本的な考えを説明するとともに、個々の農家の転作面積を「仮配分」という形で示しました。

各農家へ配分するにあたっては、公平を保つために一律配分方式とし、仮配分を経て三月中旬に正式配分する予定です。

今回、皆さんに示した仮配分の数字は、五十二年二月一日現在の権利水田面積(公簿上把握できる法手続きの行ったもの)から保有米相当水田面積(五十二年一月一日現在の世帯人数に〇・〇二六〇を乗じたもの)を控除した基礎面積に、市独自の配分係数九・二％を乗じて算出したものです。

なお、この配分係数は——

の長期対策に取り組むことになり、一月二十日、米の消費拡大と水田利用再編対策を内容とした「農産物の総合的な自給力の強化と、米の需給均衡化対策」について閣議決定しました。

したがって本市においても、この水田利用再編対策は避けて通れないきびしく、かつ重大な問題であることから、昨年十一月二十五日に、農政審議会の委員をメンバーとする農業生産対策協議会を設置し、意見を聞きながら検討してきました。

農家の理解と協力を得て

その結果、国、県に対し、米の消費拡大をはじめ転作にかかわる諸要求をしながら——

一つは、食糧管理制度を守るため。

二つは、国家の安全保障から農産物の国内自給率を高めるため、需要の動向に合った農業生産の構造を改善するため。

三つ目は、食糧制度をはじめ現行のいろいろな制度では、米の需給調整機能がなく、直接の自給調整は、生産調整を通して均衡を図らなければならない。などの理由で、農家の理解と

・耕作面積が〇・〇一〇未満の農家には転作しても、奨励補助金が出ないため対象から除く

市でも補助制度を新設

水田転作は、集団でやることで条件を整備するうえでも、また転作物の栽培、経営面からみても有利になります。

このため、転作しやすいところを選び、部落内で話し合い、ぜひ「集団化」してください。

なお、すぐに転作できない農家は、農協に管理を委託する方法もあります。

この場合、あくまでも自己名義の水田でなければなりません。農政課、農業委員会にご相談ください。

転作物を選ぶ場合は、栽培、価格、流通面で比較的安定

協力を得て、農業関係団体とともに取り組むことにしました。

配分方法を 農政審に諮問

こうした中で、県から転作目標面積、予約限度数量が配分されました。

生産農家をはじめ、私たち関係者にとってはきびしい配分数字ですが、転作率は隣接市町村より低く、新潟農政事務所管内の平均六・七％と同じで、昨年の一・五六倍になります。

これは県に対し「本市の実情を取り入れてほしい」と、強く訴えてきた成果だと思えます。

また、各農家への配分ですが一月十日農業生産対策協議会の意見を聞き、その方法を農政審議会に諮問し、答申をいただきました。今回、皆さんに行った仮配分は、この方法をもちいたもので、ご理解いただきたいと思えます。

総合食糧基地を めざすために

市の農業振興計画にも「立地条件に応じた複合農業の発展を図り、都市近郊における総合食

たこと。

・十二月の説明会で皆さんから「過去に果樹転作した農家については、より負担が大きくなるので配分を考えてほしい」との要望などを、農業生産対策協議会で、いろいろ検討した結果の数字です。

なお、売渡限度数量の配分については、転作面積が決まった後、もち・うるちの別に配分します。

している大麦、大豆、飼料作物の特定作物を重点に野菜、果樹などの作物を含めて、地域に合った作物を選んでください。

そのためには、国・県はもちろろん市においても必要な対策を実施します。

転作物を積極的に導入しようとする部落には、水田再編特別事業として国・県の補助制度があります。

市においても補助制度を新設して、農家組合や、集団転作を実施し一定の条件をみたす部落へ、助成する考えです。

進んで活用してください。

糧基地を確立する——と、明記しています。

このきびしい水田利用再編対策を逆に活用し、将来展望のできる活力ある白根市農業の発展のために、一致協力してこの難問題を克服しなければなりません。そのためには転作が実施できるよう、諸条件の整備をすることが最も重要です。

農家の創意と工夫、英知と努力に期待するところが大きいわけですが、国、県はもちろろん市においても必要な対策を実施し、転作などの条件整備のため努力します。

望ましい集団転作

転作するにあたってはむずかしい面もあります——水田に畑作物などを栽培することは、技術的にはもちろん、水の問題など障害があります。

これを克服し、安定した生産を継続して行うには、計画的な集団転作が望ましいわけですが、

しかも、一定の条件を整えれば計画加算の対象になり、奨励補助金も上積みされます。

ぜひ部落で話し合いをされ、有利な集団転作ができるよう心からお願ひします。